

タカラバイオ コーポレートガバナンス・ポリシー

I 基本的な考え方

当社グループは、「遺伝子治療などの革新的なバイオ技術の開発を通じて、人々の健康に貢献します。」という企業理念のもと、コア事業である「研究用試薬・理化学機器事業」と「CDMO事業」を通じ、バイオ創薬基盤技術開発を進め、新モダリティ（治療法）を継続的に創出する創薬企業（注）を目指しております。今後とも、積極的な事業活動により、あらたな価値を創造し続け、持続的な成長を達成し、社会への貢献を果たしてまいります。

同時に、当社グループは、研究開発活動を積極的に実施していくため内部留保の充実が重要と考えております。現状では、研究開発費を先行的に投下している段階であり、現在取り組んでいる2022年度（2023年3月期）を最終年度とする3カ年の「中期経営計画2022」では、事業成長戦略と経営基盤強化戦略を推進し、2025年度（2026年3月期）を最終年度とする「長期経営構想2025」の実現に向けて、積極的に研究開発投資を行い、成長基盤の礎を構築する3年間とするとしています。

一方、財務健全性の維持、資本効率を意識した経営を目標として掲げ、具体的には営業利益（100億円）、ROE（8%）を当面最も重視する経営指標と位置づけております。

さらに、適切な株主還元についても重要な経営課題と位置付け、経営成績および財政状態を総合的に勘案して、利益還元を実施していくことを基本方針としております。

このように、当社グループは、企業理念に基づき、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を遂げるためには、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきであると認識し、常に誠実で公正な企業活動を進めて行くためのコーポレートガバナンス体制が必要であり、以下の具体的方針を定めて取り組んでまいります。

（注）医薬品の研究開発、製造、販売の全ての機能を自社内で完結する完全統合型製薬企業のビジネスモデルではなく、新しく開発したモダリティ（治療法）のライセンス導出等により収益を得ることをビジネスモデルとする企業、と当社グループでは定義しています。

II コーポレートガバナンスに関する具体的方針

1. 株主の権利・平等性の確保（基本原則1）

当社は、すべての株主の権利の実質的な確保、権利行使にかかる環境整備および実質的な平等性の確保のため、適切な対応を行うこととしております。

（1）株主の権利の確保（原則1-1）

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適時・適切な情報開示および円滑な議決権行使ができる環境整備に努めます。

- ・取締役会は、株主総会における議決権行使結果を真摯に受け止め、20%程度の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、今後の対応について検討いたします。（補充原則1-1①）
- ・当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会とその意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として、執行役員制度を導入しております。なお、当社では、総会決議事項の一部である自己株式の取得に関する決議を取締役会の決議により取得することができる旨を定款で定めております。（補充原則1-1②）
- ・当社は、株主の権利を保護し、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努めています。また、株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差し止めおよび株主代表訴訟の提起など、会社法において認められている株主による権利行使について、株式取扱規程で権利行使の方法も定めており、その権利行使を事実上妨げることのないよう十分に配慮しております。（補充原則1-1③）

（2）株主総会における権利行使（原則1-2）

当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識しており、より多くの株主が株主総会に出席できるよう開催日および開催場所の設定を行っております。また、法令等に従って適法かつ適正に株主総会を開催することで権利行使の機会を実質的に確保しております。また、インターネットによる議決権行使等も含め、より株主が議決権行使をしやすい適切な環境も整備しております。

- ・当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきであると考えております。そのため、株主にとって十分な検討期間が必要と判断する株主総会議案については、取締役会決議の後、速やかに当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイト「上場会社情報サービス」にて開示しております。（補充原則1-2①）
- ・当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めております。また、招集通知を法定期限の少なくとも3日前に発送するとともに、招集通知発送前に当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」にて開示しております。（補充原則1-2②）

- ・当社は、株主総会が株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できるよう日程への配慮を行うべきであると考えております。当社においては、毎年株主総会集中日と予測される日を避けた開催日の設定を行っております。(補充原則1-2③)
- ・当社は、機関投資家や海外投資家の当社株式保有比率等を踏まえ、機関投資家が議決権を行使しやすい環境整備の一環として、インターネットによる議決権の電子行使を可能とし、あわせて議決権電子行使プラットフォームを利用しております。また、海外投資家の利便性を確保するため招集通知の英訳も実施しております。(補充原則1-2④)
- ・当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、信託銀行等に代わって自ら株主総会に出席して議決権を行使することについては、法令・定款との整合性や事前行使された議決権の集約実務の現状に鑑み、現在のところは応じないこととしておりますが、信託銀行等の名簿上の株主を通じてあらかじめ相当期間において株主総会出席の申し出があった場合には、必要な手続きを経た上で、傍聴については認めることとしております。(補充原則1-2⑤)

(3) 資本政策の基本的な方針 (原則1-3、1-6)

- ①当社は、研究開発活動を積極的に実施していくため内部留保の充実が重要と考えております。現状では、研究開発費を先行的に投下している段階であり、資本効率の重要性を鑑みつつも、当面は研究開発費の増加を吸収しながら持続的な利益成長を目指す方針であります。このことから、当社は、営業利益を当面最も重視する経営指標と位置づけております。当社は、株主への利益還元についても重要な経営課題と位置づけ、経営成績および財政状態を総合的に勘案して利益還元を実施していくことを基本方針としております。具体的には、連結財務諸表における特別損益を加味せずに算出された想定当期純利益の20%程度を目途として剰余金の配当を行う方針であります。(原則1-3)
- ②当社は、資金調達において、支配権の変動や大規模な希薄化をもたらす資本政策を実施する場合には、既存株主の利益を不当に害することのないよう、取締役会にてその必要性や合理性等について十分に検討を行い、株主や投資家へも十分な説明を行う方針であります。(原則1-6)

(4) 政策保有株式 (原則1-4)

当社は、現状では政策保有株式を保有しておらず、将来においても保有しないことを基本方針としております。

(5) 買収防衛策 (原則1-5)

当社は、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要課題であると認識しており、買収防衛策は、現状では導入しておりません。

- ・当社は、当社株式が公開買付けに付された場合、株主構成に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示いたします。その際には、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げません。(補充原則1-5①)

(6) 関連当事者間の取引（原則1－7）

当社は、関連当事者間の取引を適正に牽制するしくみとして関連当事者取引管理規程を策定しており、取引の必要性と取引条件の妥当性について検討した上で取引を行っております。

- ・毎年定期的に各役員に対して、関連当事者間取引に関する確認書の提出を求め、役員およびその近親者個人、またはそれらの者が議決権の過半数を有し、もしくは代表者となっている会社等との取引の有無を把握することとしております。
- ・関連当事者と新たに取引を行う場合には、関連当事者取引管理規程に従い、取締役会の承認を受けることとしております。
- ・毎事業年度末時点で取引が継続している関連当事者取引については、関連当事者取引管理規程に従い、その取引継続の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性を新たな事業年度開始後最初に開催する取締役会において審議および承認を受けることとしております。
- ・取締役の競業取引および利益相反取引については、法令および取締役会規則に従い、取締役会の承認を受けて実施するとともに、毎年定期的にその結果を取締役に報告することとしております。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協議（基本原則2）

当社は、会社の持続的な成長と中長期的企業価値の創出において、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきであると認識しております。取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めております。

(1) 経営理念（原則2－1）

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、「遺伝子治療などの革新的なバイオ技術の開発を通じて、人々の健康に貢献します。」という企業理念を定め、これに基づき事業活動を行っております。

(2) コンプライアンス行動指針（原則2－2）

当社は、宝ホールディングスグループの一員として、様々なステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、「宝グループコンプライアンス行動指針」を遵守し、実践しております。

- ・当社は、社長を委員長とし、委員長により取締役および執行役員の中から指名された者を構成員とするコンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス行動指針の実践状況を定期的にレビューすることとしております。（原則2－2①）

(3) サステナビリティ（原則2－3）

当社は、サステナビリティ経営推進基本方針を定め、事業活動を通じて健康をはじめとするサステナビリティを巡るさまざまな社会課題に取り組み、「持続可能な社会の実現」と「タカラバイオグループの持続的な成長」の両立を目指しております。取り組みにあたっては、社長を委員長とするサステナビリティ推進委員会を設置した上で、マテリアリティを特定し、ステークホルダーの皆様との協働、宝グループとの連携によって社会課題の解決に資するよう、サステナビリティ経営を推進します。

- ・当社は、研究用試薬事業、理化学機器事業、CDMO事業により、世界中の、バイオテクノロジーを利用した研究や事業活動を幅広く支援しています。また、創薬アライアンスの加速と臨床開発プロジェクトの新規創出を将来の飛躍的成長戦略と位置づけ、がんなどの遺伝子治療の臨床開発およびその商業化を進めています。これにより、新たな価値を創造し、持続的な成長を続けることにより社会への貢献を果たしてまいります。
- ・地球環境の保全と事業活動の調和を経営の重要課題のひとつとして、環境法令・条例を遵守するとともに、自然保護活動への積極的な参加や省資源・省エネルギーに努めます。商品の研究、開発ならびに原料調達から生産、物流、販売、消費に至る全てのプロセスで発生する環境負荷削減に努めます。
- ・タカラバイオ本社および製造・研究用施設などの主要施設は、環境性能の高い新工法を取り入れた構造設計を採用しています。特に、研究・製造施設では、バイオハザード上のリスクを防止するなどの取り組みを実施し、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、積極的・能動的に取り組んでおります。（補充原則2－3①）

（4）多様性の確保（原則2－4）

当社は、性別や国籍などにとらわれず、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得ることを十分に認識しております。当社は、女性社員が継続的に活躍できる職場環境づくりやワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援として、特に子育てと仕事の両立支援に関して、所定外労働時間の抑制や育児時間の適用、育児休職制度、育児短時間勤務制度、乳幼児看護休暇、妊産婦検診休暇制度、乳幼児健診休暇制度、フレックスタイム制度等の積極的な利用を推進しております。更に、男性社員向けには、配偶者の出産前後に積立有給休暇を取得することや父親も育児休職ができる体制を確保しております。

（5）内部通報（原則2－5）

当社は、法令違反や不正行為を未然に防止するため従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為等について通報できる内部通報窓口を設けており、内部通報に係る適切な体制を整備しております。その運用状況については、定期的にコンプライアンス委員会で報告することとしております。

- ・当社は、宝ホールディングスグループ内の内部通報窓口に加え、経営陣から独立した外部の第三者機関に内部通報窓口を設置しております。また、内部通報に関する社内規程により、通報者の秘匿と不利益取扱いの禁止を明記しております。（補充原則2－5①）

（6）企業年金（原則2－6）

当社は、規約に基づく確定給付企業年金を運営しております。確定給付企業年金の積立金の運用にあたっては、基本方針および運用指針により中長期的な観点から政策的資産構成割合を定めてこれを運用機関に提示するとともに、運用機関による運用状況を定期的にモニタリングした上で必要に応じて見直すこととしております。また、企業年金の事務に従事する者については、その知識および経験の観点に配慮して配置することとしております。なお、年金資産の一部として有している株式の議決権行使については運用委託先の判断基準によることとしており、利益相反に該当する事項はありません。

3. 適切な情報開示と透明性の確保（基本原則3）

当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係わる情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行っております。また、法令に基づく開示以外についても必要に応じ適切な方法により、主体的に情報提供を行うこととしており、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、利用者にとってわかり易く、情報としての利用性の高いものとなるように努めております。

（1）情報開示の充実（原則3-1）

当社は、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下のとおり開示、情報発信を行うこととしております。

- （i）事業戦略を有価証券報告書および中期経営計画にて開示しております。
- （ii）コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、アニュアルレポート、有価証券報告書にて開示しております。
- （iii）取締役および監査役の報酬等に関する方針を有価証券報告書にて開示しております。
- （iv）取締役・監査役候補の指名と経営陣幹部の選解任に関する方針と手続については、下記に記載のとおりです。

①取締役候補の指名と経営陣幹部の選任に関する方針と手続

性別および国籍を問わず、次の基準に照らし、代表取締役社長が他の取締役との協議を経て取締役会に提案し、決議しております。

- ・優れた人格・見識と経営全般の見地から経営課題を認識してこれを解決できる能力を有すること。
- ・社内取締役においては、専門分野における十分な知見・経験・実績を有するとともに、高い組織運営能力を有すること。
- ・社外取締役においては、出身の各分野における豊富な経験を有するとともに、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること。

②経営陣幹部の解任に関する方針と手続

次の基準に照らし、代表取締役社長が他の取締役との協議を経て取締役会に提案し、決議しております。

- ・法令または定款その他社内規程に違反し、当社に多大な損失または業務上の著しい支障を生じさせたと認められること。
- ・その職務執行に著しい支障が生じたものと認められること。
- ・反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係が認められること。
- ・上記①の選任基準の各要件を欠くことが明らかであると認められること。

③監査役候補の指名に関する方針と手続

性別および国籍を問わず、次の基準に照らし、代表取締役社長が他の取締役との協議を経た上で監査役会の同意を得て取締役会に提案し、決議しております。

- ・優れた人格・見識と経営全般の見地から経営課題を認識して経営陣に提言できる能力を有すること。

- ・社内監査役においては、専門分野における十分な知見・経験・実績を有すること。
- ・社外監査役においては、出身の各分野における豊富な経験を有するとともに、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること。

(v) 取締役候補および監査役候補個々の選任理由については、株主総会招集通知において、各候補の選任理由を開示しております。

- ・当社は、情報開示に当たり、法令に基づく開示も含め、わかりやすい内容で、迅速かつ正確に情報開示を行い、利用者にとって付加価値の高い平易かつ具体的な記載を行うよう努めることとしております。(補充原則3-1①)
- ・当社は、海外投資家等の当社株式保有比率を踏まえ、英語版の当社ウェブサイトを開設しており、英語でのアニュアルレポート、中期経営計画、ニュースリリースを開示し、海外投資家等へ情報提供を進めており、必要に応じて英語での情報開示を行うこととしております。(補充原則3-1②)

(2) 外部会計監査人(原則3-2)

取締役・監査役および内部監査部・財務部ならびに外部会計監査人は、相互に連携し、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けた対応をとっております。

・監査役会の対応(補充原則3-2①)

- (i) 当社監査役会は、「会計監査人の評価基準」を策定しており、これに基づいて外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、監査活動の適切性・妥当性の評価を行っています。
- (ii) 当社監査役会は、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じ、外部会計監査人に求められる独立性・専門性および品質管理体制を有しているか否かについても確認を行っております。

・取締役会および監査役会の対応(補充原則3-2②)

- (i) 外部会計監査人と事前協議の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しております。
- (ii) 外部会計監査人と経営陣幹部との面談は、最重要との認識のもとに面談時間を確保しております。
- (iii) 当社監査役会は、「監査役と会計監査人の連携に関する確認書」を交わしており、監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査役との連携を確保しております。
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合、代表取締役の指示により、各管掌取締役が中心となり、調査・是正を行い、その結果を取締役会に報告する体制としております。監査役会は、常勤監査役が中心となり、内部監査部門や関連部門と連携をとり、調査を行うとともに、必要な是正を行うこととしております。

4. 取締役会の責務（基本原則4）

当社は、取締役会および執行役員会議などの各種重要会議において、企業戦略等の方向性を定めています。また、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程等を定めており、取締役と各部署の職務と責任を明確にすることで、経営陣幹部における適切なリスクテイクを支える環境整備を行っております。更に、社外取締役を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築しております。

（1）取締役および取締役会の役割・責務（原則4-1、4-2、4-3）

①取締役会では、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、当社の経営戦略や経営計画等の基本方針について、社外取締役を交え、自由な意見交換のもとで建設的な議論を行っております。

（原則4-1）

・当社は、取締役会規則において主として次の事項を取締役会決議事項として定め、当該決議事項に該当しない事項を経営陣（代表取締役・担当役員）に委任することとしております。（補充原則4-1①）

（i）株主総会に関する事項

（ii）取締役、執行役員および重要使用人の人事等に関する事項

（iii）会社の計算に関する事項

（iv）重要な財産の処分および譲受に関する事項のうち、具体的な金額の基準に該当する事項

（v）その他法令または定款に定める事項および業務上の重要な事項ならびに当社グループの運営・業務・財政状態および経営成績等に影響を与える重要事実の決定または発生に対する対応

・当社は、2025年度（2026年3月期）を最終年度とする6年間の長期経営構想2025および2022年度（2023年3月期）を最終年度とする3年間の中期経営計画を策定し、その実現に向けて最善の努力を行っております。決算説明会や株主総会等で投資家、株主への説明を行う際には、常に中期経営計画を参照し、結果のいかんにかかわらず、十分な分析を行った上で説明するとともに、次期計画の立案に反映することとしております。（補充原則4-1②）

・最高経営責任者（CEO）等の後継者の選定および次世代の経営陣幹部の育成に関するプロセスの確立（後継者計画）は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための重要な経営課題と認識しており、取締役を兼務していない執行役員も経営陣として取締役会に出席させ、会社の目指すところや具体的な経営戦略にオブザーバーとして参画する体制を整えております。（補充原則4-1③）

・今後は、最高経営責任者（CEO）等に求められる要件・育成方針の策定や選解任の手続きと取締役会によるそれらの監督体制などについて、当社を取り巻く経営環境や当社の企業風土などもふまえて、総合的に検討してまいります。（補充原則4-3②、4-3③）

②取締役会は、経営上重要な案件について、客観的な立場において多角的かつ十分に審議・検討を行った上で決定しており、承認された経営上重要な案件が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援しております。また、取締役の報酬については、その構成を株主総会の決議による固定報酬部分と社外取締役以外の取締役を対象とする業績連動部分とに明確に区分しております。業務執行取締役および執行役員の報酬額は、取締役会にて承認された業績評価方法に基づき、役職位に応じた役付部分、単年度の会社業績部分と部門業績部分からなり、取締役社長が個々の貢献度を加味して最終評価を行い決定することとしております。(原則4-2)

・なお、当社は、中長期的な業績に連動する現金報酬制度を導入しておりますが、自社株報酬制度は導入しておりません。今後は、持続的な成長に向けた取締役のインセンティブについては重要な経営課題であると認識しており、現金報酬と自社株報酬との割合について報酬全体の決定方法等も含め、総合的に検討してまいります。(補充原則4-2①)

③当社では、会社業績等と個々の経営陣幹部の貢献度についての客観的指標やその他の定性的要素等を総合的に勘案し、代表取締役社長が他の取締役との協議を経て評価を行い、その結果に基づき経営陣幹部の人事を取締役に提案し、決議することとしております。

また、当社は、適時かつ正確な情報開示を行うため情報取扱責任者を定め、取締役会で情報共有することとしております。更に、当社は、関連当事者管理規程に従い、経営陣・支配株主等の関連当事者との間に生じる利益相反を適切に管理しております。(原則4-3)(補充原則4-3①)

・当社は、コンプライアンス委員会および内部統制委員会を設置し、リスク発生の未然防止ならびにリスク管理に取り組む体制を構築し、適切なリスクコントロールを行っております。コンプライアンス委員会および内部統制委員会は、その活動内容を取締役に報告し、取締役会は、これらの体制が適切に構築され、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置いております。(補充原則4-3②)

(2) 監査役および監査役会の役割・責務(原則4-4)

監査役および監査役会は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業および企業集団が、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立するよう努めています。また、監査役および監査役会は、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、会社の迅速・果敢な意思決定が可能となる環境整備に努め、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、取締役会においてあるいは経営陣に対して、適切な意見の表明に努めております。(原則4-4)

・当社の監査役5名のうち3名は社外監査役であります。監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査実施計画に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況についての報告を受け、重要書類の閲覧等を行い、業務および財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査する体制をとっております。なお、監査役は外部会計監査人および内部監査部との連携を図るとともに、必要に応じて社外取締役との連携を図っております。(補充原則4-4①)

(3) 取締役・監査役等の受託者責任（原則4-5）

当社は、株主からの受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるために、ステークホルダーに対して必要な情報を適時適切に提供しております。また、重要な情報の開示については、取締役会で審議しており、社外役員も含む客観的な意見も踏まえ行動しております。

(4) 独立社外取締役（原則4-6、4-7、4-8、4-9）

①当社は、独立社外取締役3名を選任し、非業務執行取締役とともに、その独立した立場と当社の経営陣幹部とは一線を画した経験および見知から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための助言・提言を受けるなどにより、当社の取締役会としての業務執行監督機能の充実を図る体制を採るなど、その有効的な活用を図っております。（原則4-6）

②当社の独立社外取締役は、豊富な経験・知識に基づき、経営の方針や経営改善、経営陣・支配株主等の関連当事者との間で生じる利益相反取引、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、独立した立場で監視監督を行っております。（原則4-7）

③当社の独立社外取締役は、独立社外取締役独自の客観的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と中立的な意見交換を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。（原則4-8）

・独立社外取締役は、必要に応じて代表取締役に説明や改善を求めるなど、会社の持続的成長と企業価値の向上に取り組んでおります。当社は、取締役、経営陣と対話する機会を増やすなど、独立社外取締役がより正確に業務執行状況を把握できる環境整備に努めております。（補充原則4-8①）

・当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、事業特性や会社を取り巻く環境等を総合的に勘案し、原則として3分の1以上の独立社外取締役を選任することを基本方針としております。この基本方針に従い、独立社外取締役は、現在3名の複数選任体制としており、経営陣との連絡・調整や、監査役または監査役会と連携を図る体制を整備し、情報交換・認識共有しております。（補充原則4-8②）

④当社は、別添1のとおり社外役員の選任および独立性に関する判断基準を定めており、この判断基準に従い、取締役会で審議検討を行い独立社外取締役の候補者を選定しております。（原則4-9）

(5) 任意の仕組みの活用（原則4-10）

当社は、監査役会設置会社の形態を採用しておりますが、株主をはじめとするステークホルダーのために有効なコーポレートガバナンスを実現するため、コンプライアンス委員会や内部統制委員会などの任意の機関を定め、統治機能のさらなる充実を図っております。

・当社では、経営陣幹部・取締役候補の指名や関連当事者取引に関する事項など、特に重要な事項に関しては、取締役会で審議を行う際には独立社外取締役の適切な関与や助言を得ることとしております。このような現状の体制により、一定レベルにおいて取締役会の機能の独立性・客観性などが担保されていると考えております。今後は、こうした取締役会の独立性・客観性などをさらに強化することについて、必要に応じて任意の仕組みのあり方も含め検討してまいります。（補充原則4-10①）

(6) 取締役会・監査役会の実効性確保（原則4-11、4-12）

①当社の取締役会は、年齢・性別・国籍等にとらわれることなく、経営、財務、人事、遺伝子治療、遺伝子工学、細胞工学等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。また、当社の監査役には財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任しており、うち2名は、財務・会計・法務に関する十分な知見を有する者を選任しております。

（原則4-11）

- ・当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、社内規程等で定めておりませんが、取締役候補の指名に関する考え方と同様であります。（原則4-11①）
- ・当社は、社外取締役、社外監査役をはじめ役員が当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼務する場合には、有価証券報告書で略歴を毎年開示しております。（補充原則4-11②）
- ・当社では、取締役会の実効性について、その運営面を中心として評価を行っております。その概要については、当社ウェブサイトで開示しております。（補充原則4-11③）

②当社は、取締役会に上程される決議事項および報告事項について、取締役会出席者から随時質問を受け、活発な意見交換がなされております。（原則4-12）

- ・取締役会は、最低月1回以上の頻度で開催し、事業年度の開始前には年間開催スケジュールを執行役員も含めた全ての役員に通知し、基本的に全ての取締役および監査役ならびに執行役員が出席できる日程で運営しております。取締役会の資料は、当日の審議が十分に行われるように、遅くとも会日の前日には出席者全員に配布するようにしております。（補充原則4-12①）

(7) 取締役・監査役の情報入手・支援体制およびトレーニング（原則4-13、4-14）

①取締役および監査役は、その職務の遂行に必要な情報等について、関連する部署へ情報等を求め、情報提供を求められた部署は、その要請に基づく情報等を適宜提供しております。取締役については、取締役会事務局である総務部がその支援を行っております。監査役についても、総務部に監査役補佐担当（兼務）を配置し、支援を行っております。（原則4-13）

- ・社外取締役を含む取締役は、適切な意思決定を行うため、情報に不足がある場合には、取締役会事務局である総務部や関連する部門へ情報提供を求めています。社外監査役を含む監査役は、各監査役が監査を行うにあたり必要とする情報収集を適宜行うとともに、情報に不足がある場合には、常勤監査役が中心となり、取締役や関連する部門へ説明や情報の提供を求めています。（補充原則4-13①）
- ・取締役および監査役は、職務の執行に必要であると認められる場合には、弁護士やコンサルタント等の外部専門家を活用し検討を行っております。それに伴い生じる費用は、社内規程に基づき、会社に請求できる体制となっております。（補充原則4-13②）

- ・内部監査部は、常勤監査役と連携して各部署・各安全委員会および全子会社に対して業務監査を実施しており、当該監査により把握された業務執行状況や問題点等については、代表取締役社長に報告の上、取締役および監査役へ報告がなされております。報告された問題点等については、担当部署へ改善指示がなされ、適切な改善がなされる体制となっております。また、社内規程、委員会情報、子会社関連情報など当社グループ内の基本情報は、必要に応じて関係者にアクセス権限を設定の上、社内ネットワーク上で共有化が図られており、定期的に更新される体制をとっております（補充原則4-13③）

②当社は、取締役および監査役ならびに執行役員に対しては、毎年定期的に、宝ホールディングスが主催する外部講師によるコンプライアンスストップセミナーへの参加機会を提供し、コンプライアンスに必要な知識や能力の研鑽に努めております。さらに、研修や各自所属する団体や学会・セミナー等の積極的な参加を推奨しており、個々の取締役および監査役ならびに執行役員に適合したトレーニングの機会の提供やその費用については、社内規程に基づき、当社にて支援しております。（原則4-14）

- ・社外取締役・社外監査役に対しては、就任前に企業理念、会社概要、経営状況、組織、歴史等に関する知識の提供を行い、拠点施設等の見学の機会を提供しております。さらに、社外取締役・社外監査役を含む取締役および監査役ならびに執行役員に対しては、コーポレートガバナンスに関する事項や各種役員関連規程の説明等を行い、各自求められる役割と責務を理解する機会を提供しております。就任後も社外取締役・社外監査役を含む取締役および監査役ならびに執行役員に対しては、それぞれの役割と責務を果たす上で必要な機会を継続的に提供しております。（補充原則4-14①）

- ・当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役および監査役ならびに執行役員に対するトレーニングの方針として、それぞれの経験や知見等に応じた学会・セミナー等への参加の推奨・支援、それぞれに求められる役割および責務を果たすために必要となる情報の提供や知識の習得に係わる支援、それらに要する費用の支援を継続的に行います。（補充原則4-14②）

5. 株主との対話（基本原則5）

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、別添2のディスクロージャー・ポリシーに従い、株主総会の場以外においても、株主や投資家との建設的な対話が重要と認識しております。そのため、情報取扱責任者を兼ねるIR担当役員を中心とするIR体制を整備し、株主や投資家との対話の場を設けるなど、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るための機会創出に努めております。また、将来的には、当社の株主構成に占める外国人株主比率も参考に、海外投資家に対しても積極的な対話が重要であると認識しております。

（1）株主との建設的な対話（原則5-1）

当社では、情報取扱責任者を選任するとともに、広報・IR部をIR担当部署としております。アナリストや投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともに、個人投資家説明会を逐次開催することで当社に対する理解向上に努めております。

- ・株主との実際の対話（面談）は、IR 担当部署である広報・IR 部を窓口とし、IR 担当者が対応しております。また、株主の希望と面談で把握した主な関心事項も踏まえた上で、可能な範囲で代表取締役、IR 担当役員が面談に対応いたします。（補充原則 5－1 ①）
 - （i）当社では、IR 担当役員が広報・IR 部、財務部、総務部等の IR 活動に関連する部署を統括し、日常的な部署間の連携を強め、情報共有を密にするよう努めております。
 - （ii）広報・IR 部にて、投資家からの電話取材や IR 取材を積極的に受け付けるとともに、アナリストや投資家に対しては、決算説明会を半期に 1 回開催し、代表取締役や IR 担当役員が直接説明を行っております。
 - （iii）IR 活動およびそのフィードバック等の情報については、必要に応じて、経営幹部や取締役会へ報告を行い、取締役や監査役との情報共有を図っております。
 - （iv）また、投資家等との対話の際は、当社の持続的成長、中長期的な企業価値の向上に資する事項を対話のテーマとすることから、決算説明会や個人投資家説明会等を問わず、インサイダー情報管理に留意しております。（補充原則 5－1 ②）
 - ・当社は、毎年 3 月 31 日および 9 月 30 日時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構成を把握しており、可能な限り、実質的に当社株式を保有する株主の調査にも努めております。把握した内容は、日常の IR 活動に活用しております。（補充原則 5－1 ③）
- （2）経営戦略や経営計画の策定・公表（原則 5－2）
- 当社では、中期経営計画を策定し、業績目標および各事業の施策等を当社ウェブサイトで開示するとともに、決算説明会や株主総会等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明しております。

以上

別添1 <社外役員の選任および独立性に関する判断基準>

当社における社外取締役および社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）の選任および独立性に関しては、以下の基準に基づき判断する。

1. 社外取締役の選任に関する判断基準

当社における社外取締役は、年齢・性別・国籍等にとらわれることなく、次の各号に定める条件を満たす者の中から選任する。

- (1) 優れた人格・見識と経営全般の見地から経営課題を認識してこれを解決できる能力を有すること。
- (2) 出身の各分野における豊富な経験を有するとともに、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有すること。
- (3) 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事項に該当しないこと。
- (4) 会社法第2条15号に定める社外取締役の要件を満たすこと。

2. 社外監査役の選任に関する判断基準

当社における社外監査役は、年齢・性別・国籍等にとらわれることなく、次の各号に定める条件を満たす者の中から選任する。

- (1) 優れた人格・見識と経営全般の見地から経営課題を認識して経営陣に提言できる能力を有すること。
- (2) 出身の各分野における豊富な経験を有するとともに、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有すること。
- (3) 会社法第335条で準用する同法331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しないこと。
- (4) 会社法第2条16号に定める社外監査役の要件を満たすこと。

3. 社外役員の独立性に関する判断基準

当社における社外役員のうち、次の各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有する者と判断する。

- (1) 現在において当社の親会社の取締役、監査役または支配人その他の使用人
- (2) 過去において当社の親会社の取締役、監査役または支配人その他の使用人であった者
- (3) 現在において当社の兄弟会社の取締役、監査役または支配人その他の使用人
- (4) 過去において当社の兄弟会社の取締役、監査役または支配人その他の使用人であった者
- (5) 当社またはその子会社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社またはその子会社から受けた者。）またはその親会社もしくは重要な子会社またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人

- (6) 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、当社またはその子会社を主要な取引先としていた者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社またはその子会社から受けていた者。）またはその親会社もしくは重要な子会社またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- (7) 当社の主要な取引先である者（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者。）またはその親会社もしくは重要な子会社またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- (8) 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な取引先であった者（当社に対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた者。）またはその親会社もしくは重要な子会社またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- (9) 当社またはその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等。）の理事（業務執行に当たる者に限る。）、その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員または使用人をいう。）
- (10) 当社またはその子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員であった者。
- (11) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下、「大口債権者等」という。）またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人
- (12) 最近3年間に於いて当社の現在の大口債権者等またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者
- (13) 現在、当社またはその子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員である者
- (14) 最近3年間に於いて、当社またはその子会社の会計監査人または会計参与であった公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員であつて、当社またはその子会社の監査業務を実際に担当（ただし、補助的関与は除く。）していた者（現在退職または退所している者を含む。）
- (15) 上記(13)または(14)に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであつて、役員報酬以外に、当社またはその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (16) 上記(13)または(14)に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであつて、当社またはその子会社を主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社またはその子会社から受けたファーム。）の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者

- (17) 配偶者または二親等以内の親族が上記（1）から（16）までのいずれかに該当する者
- (18) 当社の一般株主全体との間で、上記（1）から（17）までで考慮されている事由以外の事情により、恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者。

別添2 <タカラバイオ ディスクロージャー・ポリシー>

1. 基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、事業活動におけるリスクやコーポレートガバナンスにかかる情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行い、また法令に基づく開示以外にも必要に応じ適切な方法により情報提供を行うとともに、直接または間接的に株主への説明および対話を行うこととしております。

投資判断に重要な影響を与える情報については、適時開示規則に則って公開するほか、必要に応じて当社ウェブサイトへの掲載や報道機関に公表することで、全ての市場参加者が平等に入手できるように、体制を整備しております。

株主や投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に対して、適時、適正かつ公平な情報開示を行うことで、企業としての信頼性をより高め、資本市場において適正な企業価値評価を得られるよう努めます。

2. 重要情報と開示方法

当社は、当社グループに関わる重要情報等の取扱いや開示の方法について「重要情報等開示規程」を定め、適切に運用しております。

(1) 適時開示情報

証券取引所の定める適時開示規則により開示が求められる有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績等に関する重要情報（上場会社および子会社に係る決定事実に関する情報、発生事実に関する情報および決算に関する情報等）については、証券取引所の定める適時開示規則に則り開示手続きを行うとともに、必要に応じて当社ウェブサイトに掲載するほか、報道機関への公表を行います。

(2) フェア・ディスクロージャー・ルールの対象となる重要情報

会社の運営、業務または財産に関する公表されていない重要な情報であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす重要情報については適切な情報管理に努めておりますが、万一、一部の取引関係者に伝達した場合には、フェア・ディスクロージャー・ルール（金融商品取引法第27条36、および重要情報の公表に関する内閣府令）に則り開示します。

(3) 法定開示情報

金融商品取引法により法定開示が求められる重要情報については、法令に則り適切に開示します。

3. 株主・投資家との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、株主の意見を経営に適切に反映することが重要な経営課題の1つであると認識しており、機関投資家、個人投資家に対しては広報・IR担当役員が統括となり、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため株主や投資家との対話を行うこととしております。また、対話によって得られた意見は必要に応じて取締役会などに報告することにより、様々なステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解をふまえた適切な対応に努めることとしております。

4. 沈黙期間

当社は、決算情報の漏洩防止のため、本決算および各四半期の決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間とし、この期間は決算情報に関連する新たなコメントを差し控えます。ただし、当該期間中に従来の業績予想を大きく外れる見込みが出てきた場合は、適時開示規則に則り開示します。なお、沈黙期間であっても、既に公表されている情報に関する問い合わせには対応することとしております。

5. 将来の見通しについて

当社は、当社および当社グループが公表している現在の計画、見通し、戦略、確信などのうち、歴史的事実でないものは、将来の業績に関する見通しであり、これらは現時点において入手可能な情報から得られた当社経営陣の判断に基づいてはいるものの、重大なリスクや不確実性を含んでいる情報から得られた多くの仮定および考えに基づきなされたものであり、実際の業績は、さまざまな要素によりこれらの予測とは大きく異なる結果となり得る可能性があることに配慮し、注意喚起をしたうえで開示します。

以上